# 令和3年第2回

福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和3年7月

福島県後期高齢者医療広域連合議会

# 令和3年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

1	招集告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	招集年月日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	招集の場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4	会議の時刻・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5	応招議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6	不応招議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
7	出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
8	欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
9	地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名・・・・・・・・	2
10	議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
11	本日の会議に付議した事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
12	会議の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(1) 開会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(2) 諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(3) 議席の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(4) 会議録署名議員の指名	
	(5) 会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(6) 承認第1号から第4号まで、認定第1号及び第2号、議案第10号及び	
	11号の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(7) 提案理由の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(8) 承認第1号及び承認第2号の説明、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(9) 承認第3号の説明、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(10) 承認第4号の説明、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(11) 認定第1号及び第2号の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(12) 議案第10号及び第11号の説明、採決・・・・・・・・・・・12	
	(13) 閉会及び閉議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3

# 1 招集告示

福島県後期高齢者医療広域連合告示第18号

令和3年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年6月28日

福島県後期高齢者医療広域連合長 木 幡 浩

- 1 日 時 令和3年7月20日(火)午後2時
- 2 場 所 福島県福島市上町4番25号 キョウワグループ・テルサホール(福島テルサ)3階 「あぶくま」

#### 2 招集年月日

令和3年7月20日

#### 3 招集の場所

キョウワグループ・テルサホール(福島テルサ) 3階 「あぶくま」

#### 4 会議の時刻

令和3年7月20日 午後2時10分開会、午後2時55分閉会

# 5 応招議員

 3番 遠 藤 忠 一 君
 4番 須 田 博 行 君
 5番 星
 學 君

 7番 澤 村 和 明 君
 8番 菅 野 典 雄 君
 9番 清 川 雅 史 君

 11番 中 川 庄 一 君
 12番 渡 辺 由紀雄 君
 13番 片 平 秀 雄 君

 14番 鈴 木 久 一 君
 15番 割 貝 寿 一 君
 16番 渡 邉 一 夫 君

# 6 不応招議員

1番品川萬里君 2番清水敏男君 6番久保木正大君

# 7 出席議員

「5 応招議員」に同じ。

#### 8 欠席議員

「6 不応招議員」に同じ。

# 9 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

髙橋宣博君 広域連合長 木 幡 浩 君 副広域連合長 会計計管理者 髙 槻 文 彦 君 代表監査委員 天 野 次 宣 君 斎藤洋次君 事務局長 事務局次長 相 馬 胤 茂 君 総務課長 神野藤 浩 和 君 業務課長 関 根 修 君

#### 10 議事日程

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 議席の指定

日程第 3 会議録署名議員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 承認第2号から第4号まで、認定第1号及び第2号、議案第10号及び 第11号の提出

日程第 6 提案理由の説明

日程第 7 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて (専決第2号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部 を改正する条例(新型コロナウイルス感染症の引用条項の改正))

日程第 8 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて (専決第3号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部 を改正する条例(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険 者等に対する保険料の徴収猶予及び減免))

日程第 9 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて (専決第4号 東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の 減免に関する条例の一部を改正する条例)

日程第10 認定第 1号 令和2年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出 決算認定について

日程第11 認定第 2号 令和2年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別 会計歳入歳出決算認定について

日程第12 議案第10号 令和3年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第1号)

日程第13 議案第11号 令和3年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別 会計補正予算(第1号)

#### 11 本日の会議に付議した事件

「10 議事日程」に同じ。

# 12 会議の経過

(午後2時10分)

#### (1) 開会の宣告

**議長(中川 庄一君)** ただいま、出席議員が定足数に達しておりますので、これより「令和 3年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会」を開会いたします。 ご報告いたします。

品川 萬里 君、清水 敏男 君、久保木 正大 君より欠席の届けがありました。 直ちに本日の会議を開きます。

#### (2) 諸般の報告

議長(中川 **庄一君**) 日程第1「諸般の報告」を行います。

2月定例会以後に議員の異動がありましたので報告いたします。

令和3年3月9日付けで、伊澤 史朗 君が任期満了となりました。これにより、令和3年2月19日告示の補欠選挙が執行され、伊澤 史朗 君が再選されました。

令和3年4月26日付で、品川 萬里 君が任期満了となりました。これにより、令和3年4月16日告示の補欠選挙が執行され、品川 萬里 君が再選されました。

令和3年7月15日付けで、菅原 修一 君から辞職願が提出され、同日付けで許可いたしました。

# (3) 議席の指定

議長 (中川 庄一君) 次に、日程第2「議席の指定」を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、今回補欠選挙において当選された 品川 萬里 議員を1番、伊澤 史朗 議員を8番に指定します。

#### (4) 会議録署名議員の指名

**議長(中川 庄一君)** 次に、日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。 会議録署名議員に4番 須田 博行 君、15番 割貝 寿一 君を指名いたします。

# (5) 会期の決定

議長(中川 庄一君) 次に、日程第4「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の会期は本日1日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(中川 庄一君)** ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

(6) 承認第2号から第4号まで、認定第1号及び第2号、議案第10号及び第11号の提出 議長(中川 庄一君) 次に、日程第5「承認第2号から第4号まで、認定第1号及び 第2号、議案第10号及び第11号」の提出を行います。

ただいま、広域連合長から議案の提出がありました。

議案は、先にお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

# (7) 提案理由の説明

議長(中川 庄一君) 次に、日程第6「提案理由の説明」を行います。

広域連合長より、提案理由の説明を求めます。広域連合長。

広域連合長(木幡 浩君) 本日、ここに、令和3年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集しましたところ、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

提案理由に先立ちまして、後期高齢者医療制度に関し、広域連合長として制度運営に対する所信を申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

後期高齢者医療制度は施行より13年が経過し、この間、構成市町村のご協力の下、適正な運営により、75歳以上の医療保険として定着してきたものと考えております。

一方、少子化・高齢化が進み、令和4年以降、団塊の世代が順次75歳以上となり始め、さらに令和18年には団塊ジュニア世代が高齢期を迎え、支え手の中心となる生産年齢人口が大幅な減少に向かうことが予測される中、高齢者医療は、現役世代の負担上昇を抑制し、年齢ではなく負担能力に応じた負担を原則とするなど、全ての世代の方々が安心と信頼で支え合う、持続可能な社会保障制度への転換期を迎えようとしています。

その第1歩となる給付と負担の見直しによる窓口負担割合の改正について、被保険者の負担に直接結びつくものであることから、本広域連合といたしましては、被保険者をはじめとする県民の皆様に対して、丁寧な説明に努めてまいります。

次に、医療費適正化の取り組みについて申し上げます。

医療機関からの請求内容の点検や、被保険者に対する医療費のお知らせによる啓発、交通事故等での第三者行為の求償、ジェネリック医薬品の使用促進等により引き続き医療費の適正化に努めてまいります。

次に健康の保持増進の取り組みについて申し上げます。

2年目を迎えた「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」については、昨年度21市 町村の実施でした。令和3年度は36市町村の実施となり、県内の6割を超える市町村が実 施する見込みとなりました。

一体的実施にあたっては、地域の健康課題の把握が重要であることから、その分析手法等 については、すみやかに市町村に提供するなど支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、後期高齢者医療制度について申し上げましたが、今後も、健全な財政運営と医療保険制度の安定的な運営を図り、高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう努めてまいりますので、関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、本定例会に提出いたしました案件について申し上げます。

提出いたしました案件は、専決処分の承認が3件、令和2年度決算に係る議案が2件、令和3年度補正予算に係る議案が2件、合せて7件であります。

「承認第2号」は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行により「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」について所要の改正を行うため、「承認第3号」は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する令和3年度分保険料の徴収猶予及び減免に関し、「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」について所要の改正を行うため、「承認第4号」は、東日本大震災に係る保険料の減免について、令和3年度分保険料の減免の財政支援の基

準が示されたことから「東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例」について所要の改正を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであり、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものであります。

「認定第1号 令和2年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」及び「認定第2号 令和2年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、地方自治法第233条第3項及び第5項の規定により、監査委員の審査に付した決算と決算付属書類を添え、監査委員の意見をつけて認定に付するものであります。

「議案第10号 令和3年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,300万円余を増額し、歳入歳出予算の総額を、7億9,800万円余とするものであります。

「議案第11号 令和3年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ119億5,500万円余を増額し、歳入歳出予算の総額を、2,566億1,000万円余とするものであります。

以上が提出議案の概要となります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し 上げます。

#### (8) 承認第2号の説明、採決

**議長(中川 庄一君)** 次に、日程第7「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 専決第2号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する 条例(新型コロナウイルス感染症の引用条項の改正)」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長(斎藤 洋次君) はじめに、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」 A4 横型の「議案説明資料」によりご説明いたします。1ページをお開きください。

専決第2号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する 条例(新型コロナウイルス感染症の引用条項の改正)につきまして、条例改正の趣旨は、新 型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正されたことにより、条例中の同法の引用条 項について所要の改正を行ったものです。

主な内容は、本定例会前の議会運営協議会で説明いたしましたとおり、条例に改めて新型コロナウイルス感染症について定義づけるものです。

急を要したことから、地方自治法の規定に基づき令和3年2月16日付で専決処分をいた しましたので、これを報告し承認を求めるものです。条例の施行日は、公布の日である令和 3年2月16日です。2ページが新旧対照表です。

承認第2号の説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(中川 庄一君) それでは、承認第2号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

(「なし」の声あり)

議長(中川 庄一君) ないようですので、これより、討論に入ります。

討論をされる方はございますか。

(「なし」の声あり)

**議長(中川 庄一君)** ないようですので、これより採決を行います。お諮りいたします。 承認第2号は、これを原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(中川 庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

### (9) 承認第3号の説明、採決

**議長(中川 庄一君)** 次に、日程第8「承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 専決第3号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する 条例(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する保険料の 徴収猶予及び減免)」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長(斎藤 洋次君) 承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」ご説明いた します。「議案説明資料」の3ページをお開きください。

専決第3号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料の徴収猶予及び減免)につきまして、条例改正の趣旨は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る令和3年度等の保険料の徴収猶予及び減免をするため、所要の改正を行ったものです。

主な内容は、議会運営協議会で説明いたしましたとおり、保険料の徴収猶予及び、減免について、期間等を定めたものです。

急を要したことから、地方自治法の規定に基づき令和3年3月24日付で専決処分をいた しましたので、これを報告し承認を求めるものです。条例の施行日は、公布の日である令和 3年4月1日です。5ページから7ページまでが新旧対照表です。

承認第3号の説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(中川 庄一君) それでは、承認第3号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

(「なし」の声あり)

**議長(中川 庄一君)** ないようですので、これより、討論に入ります。

討論をされる方はございますか。

(「なし」の声あり)

**議長(中川 庄一君)** ないようですので、これより採決を行います。お諮りいたします。 承認第3号はこれを原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(中川 庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号は、原案のとおり承認されました。

# (10) 承認第4号の説明、採決

**議長(中川 庄一君)** 次に、日程第9「承認第4号 専決処分の承認を求めることについて 専決第4号 東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関す る条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長(斎藤 洋次君) 承認第4号 「専決処分の承認を求めることについて」ご説明い たします。「議案説明資料」の8ページをお開きください。

専決第4号 東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療 保険料の減免に 関する条例の一部を改正する条例につきまして、条例改正の趣旨は、東日本大震災による被 災者に対する保険料の減免について、国から「令和3年度分保険料の減免に係る補助金等の 交付対象基準」が、新たに示されたことから、所要の改正を行ったものです。

主な内容は、議会運営協議会で説明いたしましたとおり、令和3年度保険料減免の適用期間を令和4年3月31日まで、1年間延長することと、令和3年度上位所得層の保険料減免の取り扱いを定めたものです。

急を要したことから、地方自治法の規定に基づき令和3年6月23日付で専決処分をいた しましたので、これを報告し承認を求めるものです。条例の施行日は、公布の日である令和 3年6月23日です。9ページから11ページまでが新旧対照表です。

承認第4号の説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(中川 庄一君) それでは、承認第4号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

(「なし」の声あり)

**議長(中川 庄一君)** ないようですので、これより、討論に入ります。

討論をされる方はございますか。

(「なし」の声あり)

**議長(中川 庄一君)** ないようですので、これより採決を行います。お諮りいたします。 承認第4号はこれを原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(中川 庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号は、原案のとおり承認されました

#### (11) 認定第1号及び認定第2号の説明、採決

議長(中川 庄一君) 次に、日程第10「認定第1号 令和2年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」及び日程第11「認定第2号 令和2年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、関連がありますので一括議題にしたいと思います。

一括議題とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(中川 庄一君) ご異議なしと認め、一括議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長(斎藤 洋次君) はじめに認定第1号「令和2年度福島県後期高齢者医療広域連合 一般会計歳入歳出決算認定」について、決算認定資料【別冊1】令和2年度福島県後期高齢 者医療広域連合各会計歳入歳出決算書によりご説明いたします。

4ページをお開きください。歳入について、表の一番下の歳入合計の欄をご覧ください。 予算現額 7億4,774万円 に対して、調定額、収入済額は 7億4,759万9,1 00円 で、予算現額に対して、14万900円の「減」となったものです。

次に5ページをご覧ください。歳出について、表の一番下の歳出合計の欄をご覧下さい。 予算現額 7億4,774万円 に対して、支出済額は 6億9,367万8,274円 で、不用額が、5,406万1,726円 となったものです。歳入歳出差引残額5,39 2万826円については、翌年度へ繰り越すものです。

次に6ページ、7ページの「一般会計の歳入歳出決算事項別明細書」をお開きください。 歳入について、各款の収入済額でご説明いたします。 7ページの収入済額と備考欄をご覧く ださい。

1款「分担金及び負担金」 7億円余は構成市町村からの負担金で、電算処理委託費など 制度運営に要する共通経費です。

- 2款「財産収入」 76万円余は、借上公舎入居料等です。
- 3款「繰入金」 はありませんでした。
- 4款「繰越金」 4,600万円余は、前年度からの繰越金です。
- 5款「諸収入」 8万円余は、歳計現金の預金利子等です。

次に、8ページ、9ページをお開きください。歳出について、各款の支出済額でご説明いたします。9ページの支出済額と備考欄をご覧ください。

1款「議会費」 60万円余は、議会運営に要した費用です。

2款「総務費」 7,200万円余は、事務局長、次長、及び総務課職員計6名分の派遣職員人件費負担金及び、事務局管理運営費等です。

続いて10ページ、11ページをお開きください。

3款「民生費」6億2,000万円余は、業務課職員17名分の派遣職員人件費負担金及び、電算処理システム経費など事務費等の特別会計への繰出金です。

4款「予備費」の支出はありませんでした。

次に12ページをお開きいただき「実質収支に関する調書」をご覧ください。一般会計の 実質収支額は、5, 392万1千円です。認定第1号についての説明は以上です。

続きまして、認定第2号「令和2年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」についてご説明いたします。

14ページをお開きください。歳入について表の一番下の歳入合計の欄をご覧ください。 予算現額2,426億6,853万4千円に対して、調定額が2,526億7,995万3,141円、収入済額が2,526億4,753万6,204円です。不納欠損額が1,628万1,925円でありますが、これは医療法人の再生計画に基づき債権放棄した診療報酬返還金や時効等により回収が見込めなかった交通事故等の損害賠償金である第三者納付金です。収入未済額が1,613万5,012円でありますが、これは保険給付費の不正・不当請求の返納金や加算金、被保険者の負担割合の変更に伴う一部負担金差額に係る返 還金、交通事故等の損害賠償金である第三者納付金です。(なお、未収金につきましては、早期回収に努めて参ります。)

次に15ページの歳出について、表の一番下の歳出合計の欄をご覧ください。予算現額 2,426億6,853万4千円に対して、支出済額は2,328億3,878万2,428円不用額が98億2,975万1,572円となったものです。歳入歳出差引残額は、198億875万3,776円となり、翌年度へ繰り越すものです。

次に16ページ、17ページの「特別会計の歳入歳出決算事項別明細書」をお開きください。 歳入について、各款の収入済額でご説明いたします。17ページの収入済額と備考欄をご覧ください。

1款「市町村支出金」は、399億1,400万円余です。主な内訳は、市町村から納付された被保険者の保険料低所得者等の保険料軽減分の保険基盤安定負担金療養給付費に係る市町村負担金、市町村の健康診査事業負担金などです。

2款「国庫支出金」は、883億5,800万円余です。主な内訳は、療養給付費や高額 医養費に係る 国庫負担金各都道府県の所得格差を是正するための普通調整交付金災害など 特別な事情により算定される特別調整交付金、東日本大震災による原発事故や台風19号で 被災した被保険者の保険料の減免及び一部負担金の免除に対する災害臨時特例補助金、低所 得者等の保険料軽減に係る制度円滑運営臨時特例交付金などです。

3款「県支出金」は192億4,300万円余です。主な内訳は、療養給付費及び高額医養費に係る県負担金です。次に、18ページ、19ページをお開きください。

4款「支払基金交付金」924億5,700万円余は、現役世代からの支援金として、社会保険診療報酬支払基金から交付された後期高齢者交付金です。

5款「特別高額医療費共同事業交付金」7,400万円余は、特別高額医療費共同事業からの交付金で、1件が400万円を超える高額な医療費が発生した際に、その費用を全国の広域連合からの拠出金を財源に国保中央会から交付されたものです。

6款「繰入金」4億8,500万円余は、一般会計からの事務費等繰入金です。

7款「繰越金」118億400万円余は、国からの療養給付費負担金など各種負担金について、令和2年度分を精算するための償還分を含む繰越金です。

8款「県財政安定化基金借入金」について、借り入れはありませんでした。

9款「諸収入」3億800万円余は、歳計現金の預金利子、交通事故等の損害賠償金である第三者納付金、診療報酬の過誤調整金の返納金などです。

次に、20ページ、21ページをお開きください。歳出について各款の支出済み額でご説明いたします。21ページの支出済額と備考欄をご覧ください。

1款「総務費」6億7,100万円余は、制度運営のための経費です。主なものとしては、電算処理システム等の運用管理などに係る電算処理費、被保険者証の定期更新などに係る資格管理費、療養の給付などに係る給付管理費、レセプト点検審査委託料などに係る医療費適正化等推進事業、被保険者の健康づくりに係る特別対策事業などです。

次に22ページ、23ページをお開きください。

2款「保険給付費」 2, 266億9, 300万円余は、被保険者が診察等を受けた医療機関に支払う療養の給付費等で、歳出全体の約97.4%を占めております。給付費の内訳

は、備考に記載のとおりです。

次に24ページ、25ページをお開きください。

3款「特別高額医療費共同事業拠出金」7,400万円余は、歳入で説明いたしました 高額な医療費に備えるための全国の広域連合による共同事業への拠出金です。

4款「保健事業費」8億1,000万円余は、市町村に委託して実施している健康診査事業や、適正服薬相談などの健康増進事業です。

5款「公債費」 の支出はありませんでした。

26ページ、27ページをお開き下さい。

6款「諸支出金」45億8,800万円余は、資格喪失などによる保険料の還付金や、療養給付費等の額の確定に伴い、国などから定率で概算払いされていた療養給付費等負担金などの精算による償還金等です。

7款「予備費」 の支出はありませんでした。

次に28ページをお開きいただき「実質収支に関する調書」をご覧ください。特別会計の 実質収支額は198億875万4千円です。

次に、29ページの「財産に関する調書」をご覧ください。

公有財産、物品、債権、基金はありません。

続きまして30ページ以降は、令和2年度の「主な施策の成果等報告書」です。広域連合では、保険者として保健事業や医療費の適正化事業を実施しておりますので、主な事業についてご説明いたします。

41ページをお開きください。

オ 医療費適正化等推進事業ですが、主な実施内容の(イ)ジェネリック医薬品については、ジュネリック医薬品へ切り替えることで、自己負担額が「100円以上」下がると見込まれる被保険者へ、その差額を知らせる通知を送付するとともに、お薬手帳などに貼るジェネリック医薬品希望シールを、新規加入の被保険者に送付し、医療費の適正化を図ったものです。その成果としまして、令和3年3月分のジェネリック医薬品の利用率は78.3%となっております。

次に、(ウ) レセプト二次点検につきましては、福島県国民健康保険団体連合会で行うレセプトの一次点検に加えて、請求内容をさらに詳細にチェックするため、業務委託により二次点検を実施したものです。成果としまして、二次点検による再審査の申出により過誤請求であると認められた金額は、令和2年12月末時点で4,092万円余となりました。(委託料631万円)

42ページをお開きください。

カ 後期高齢者医療特別対策事業については、被保険者の健康づくりに資するための事業で、長寿・健康増進事業実施市町村補助として、22市町村が実施した、健康づくり教室や 人間ドック費用助成など29の事業に対して費用を助成したものです。

続きまして、45ページをお開きください。

4款 保健事業費については、被保険者の健康の保持増進及び生活習慣病の早期発見のため、健康診査事業と健康増進事業を実施したものです。ア 健康診査事業について、(ア) 医科健康診査は、市町村との委託契約により実施し、受診者数62,349人、受診率は

22.07%となりました。(イ)歯科口腔健康診査については、口腔機能の低下による疾病及び介護状態への進行を予防し、健康を保持するために県歯科医師会及び市町村に委託して実施しており、受診者数1,846人、受診率は9.65%となりました。

46ページの イ 健康増進事業をご覧ください。(ア) 重症化予防指導については、健診等の結果に基づき対象者795人に対して健康調査を実施し、専門職による相談を希望した20人に対して、保健師による訪問指導または電話相談を延べ35回実施しました。

次に(イ)重複・頻回受診者指導については、重複・頻回の基準に該当する対象者650人のうち健康相談を希望した20人に対して、保健師による電話健康相談、適正な受診指導を実施しました。次に(ウ)低栄養・過体重予防指導については、低栄養と過体重の基準に該当する2,788人に対して健康調査を実施し、専門職による相談を希望した35人に対して、管理栄養士による訪問指導または電話相談を伸べ63回実施しました。次に(エ)適正服薬相談については、複数の医療機関を受診し、6種類以上の内服薬の投与が2か月以上継続している被保険者に服薬情報のお知らせを送り、対象者15,000人のうち6,096人が薬剤師に相談しました。

47ページをご覧ください。(オ) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施については、 新規事業として21市町村に事業を委託し、介護予防や国保の保健事業と併せて、一体的に 高齢者の心身の特性に応じた保健事業を実施しました。

認定第2号についての説明は以上です。

なお、本決算につきましては、監査委員による決算審査が行われ、決算認定資料【別冊 2】のとおり審査意見書が提出されておりますので、地方自治法の規定により、併せてご報告いたします。

それでは、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長(中川 庄一君) 次に、監査委員から決算審査の意見を求めます。

監査委員、天野次宣君

監査委員 (天野 次宣君) 私から令和2年度の決算の審査結果について、御報告申し上げます。お手元の決算認定資料【別冊2】審査意見書2ページをご参照いただきたいと存じます。 去る令和3年6月24日、令和2年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきまして審査をいたしました。その結果、審査に付されました一般会計及び特別会計に係る歳入歳出決算書、決算事項別明細書及び実質収支に関する調書、財産に関する調書等は、関係法令に準拠して作成されているものと認められました。

また、決算の計数に関しましても関係帳簿及び証拠書類と照合しましたところ、正確であると認められました。

最後に決算の概要につきましては、審査意見書にもまとめておりますとおり、適正かつ効率的に予算が執行され、健全な財政運営であると判断いたしております。

以上、決算審査の意見として御報告申し上げます。

**議長(中川 庄一君)** ただいまの監査委員の意見をふまえ、認定第1号及び、認定第2号の 質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

(「なし」の声あり)

議長(中川 庄一君) ないようですので、これより、討論に入ります。

計論をされる方はございますか。

(「なし」の声あり)

**議長(中川 庄一君)** ないようですので、これより採決を行います。お諮りいたします。 認定第1号及び、認定第2号はこれを原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(中川 庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、認定案第1号及び認定第2号は、原案のとおり認定されました。

#### (12) 議案第10号及び議案第11号の説明、採決

議長(中川 庄一君) 次に、日程第12「議案第10号 令和3年度福島県後期高齢者医療 広域連合一般会計補正予算(第1号)」、及び日程第13「議案第11号 令和3年度福島県 後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」は、関連がありますの で一括議題にしたいと思います。

一括議題とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(中川 庄一君) ご異議なしと認め、一括議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長(斎藤 洋次君) 令和3年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について、議案書によりご説明いたします。議案書の12ページをお開きください。 補正の内容ですが、令和2年度決算の認定により繰越金が確定したことから、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,322万5千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ7億9,800万7千円とするものです。議案書の14ページから16ページまでが、一般会計補正予算の事項別明細書です。

15ページをご覧ください。

まず、上段の表、歳入でありますが、4款「繰越金」 1項「繰越金」 1目「繰越金」 に2,322万5千円を追加するものです。

これは、令和3年度への繰越金 5,392万円が確定したことから、令和3年度当初予算で計上していた繰越金 3,069万5千円との差額2,322万5千円を追加するものです。 次に歳出ですが、4款「予備費」 1項「予備費」 1目「予備費」に繰越金で追加したのと同額2,322万5千円を追加するものです。議案第10号の説明は以上です。

続きまして議案第11号「令和3年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」についてご説明いたします。18ページをお開きください。

補正の内容ですが、令和2年度決算の認定により、繰越金が確定したことから、歳入歳出 予算の総額にそれぞれ119億5,586万1千円を追加し、予算総額を歳入歳出共に

2, 566億1, 084万6千円とするものです。議案書の20ページから22ページまでが、特別会計補正予算の事項別明細書です。21ページをご覧ください。

まず、上段の表、歳入ですが、2款「国庫支出金」 2項「国庫補助金」 1目「調整交付金」に4,226万2千円を追加するものです。これは、令和4年度に施行される窓口負

担2割導入に伴う周知広報に係る経費の交付金であり、中段の表、歳出の1款「総務費」 1項「総務管理費」1目「一般管理費」で同額を計上するものです。上段の表、歳入の7款 「繰越金」 1項「繰越金」 1目「繰越金」は119億1,359万9千円を追加するも のです。

これは、令和3年度への繰越金198億875万3千円が確定したこと から、令和3年度当初予算で計上していた繰越金78億9,515万4千円との差額119億1,359万9千円を追加するものです。

次に歳出ですが、6款「諸支出金」 1項「償還金及び還付加算金」 2目「償還金」に 109億6,035万6千円を追加し、7款「予備費」 1項「予備費」 1目「予備費」 に、9億5,324万3千円を追加するものです。議案第11号の説明は以上です。 議案第10号と併せて、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議長(中川 庄一君)** それでは、議案第10号及び議案第11号の質疑を行います。 質疑をなさる方はございますか。

(「なし」の声あり)

**議長(中川 庄一君)** ないようですので、これより、討論に入ります。 討論をされる方はございますか。

(「なし」の声あり)

**議長(中川 庄一君)** ないようですので、これより採決を行います。お諮りいたします。 議案第10号及び議案第11号は、これを原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(中川 庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号及び議案第11号は、原案のとおり可決されました。

# (13) 閉会及び閉議の宣告

議長(中川 庄一君) これで本日の日程は、全部終了いたしました。

以上で、会議を閉じ、令和3年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会 いたします。

(午後2時55分)